

令和3年12月2日

各サークル主将 殿

学生生活課長

12月3日以降のサークル活動について

サークル活動については、令和3年11月25日付け学生生活課長通知「11月26日以降のサークル活動について」に基づき、活動制限を条件付きで緩和していましたが、令和3年12月3日（金）からは、令和3年11月30日付け学長通知「新型コロナウイルス対策の行動制限緩和に伴う今後の対応について（通知）」に基づき、感染拡大地域（緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域）以外の地域での活動に際しては、毎日の健康観察、不織布マスクの着用、消毒液の設置や適切な換気といった「基本的な感染防止対策」を徹底することで、特段の制限は設けません。

今後は、「新型コロナウイルス感染状況下における活動計画書」の提出は不要としますが、これまで通り、行事届（一部様式変更あり）を提出してください。

その他の扱いについては、令和3年9月30日付け「まん延防止等重点措置解除に伴う今後の対応について（第6報）」のとおり対応願います。

なお、今後も感染拡大状況を鑑み、制限緩和を見直す場合があります。

※令和3年4月5日付け学長通知「4月以降のサークル活動について（第10報）」につきましては解除とします。